入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料、社内取引費用及びその他に整理すること。

⑵　⑴で整理された一般管理費を、次の方法により水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費（以下「７部門」という。）に配分することにより整理し、様式第３第１表により部門共通費用帰属明細表を作成すること。

①　一般管理費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り７部門に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑶　水力発電費（⑵により整理されたものを含む。）、火力発電費（⑵により整理されたものを含む。）及び新エネルギー等発電費（⑵により整理されたものを含む。）（以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）のうち配電部門に係る費用は、それぞれ、次の方法により抽出することにより整理すること。

①　水力・火力・新エネルギー等発電費は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り配電部門に係る費用又は配電部門以外の費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用は、別表第５．に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑷　地帯間購入電源費（配電部門が購入した電気の料金に限る。）を配電部門の費用に整理すること。

⑸　地帯間購入送電費を配電部門の費用に整理すること。

⑹　他社購入電源費（配電部門が購入した電気の料金に限る。）を配電部門の費用に整理すること。

⑺　他社購入送電費を、配電部門の費用に整理すること。

⑻　非化石証書購入費（配電部門が電気の販売に応じて使用する非化石証書に関する費用に限る。）を配電部門の費用に整理すること。

⑼　送電費（⑵により整理されたものを含む。）を、配電部門の費用に整理すること。

⑽　変電費（⑵により整理されたものを含む。）を、配電部門の費用に整理すること。

⑾　配電費（⑵により整理されたものを含む。）を、配電部門の費用に整理すること。

⑿　販売費（⑵により整理されたものを含む。）から、次の方法により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用（以下「販売需要家費用」という。）並びにその他販売費用（以下「一般販売費用」という。）に整理し、給電費用から、配電事業に係る費用（以下「ネットワーク給電費用」という。）を抽出することにより整理し、販売需要家費用から、配電事業に係る費用（以下「ネットワーク販売需要家費用」という。）を抽出することにより整理し、一般販売費用から、配電事業に係る費用（以下「ネットワーク一般販売費用」という。）を抽出することにより整理すること。

①　販売費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に直課すること。